

(日本共産党さいたま市議団公開シンポジウム 2013年12月15日)

陸上自衛隊化学学校の毒ガス問題を考えるつどい

日本共産党衆議院議員 塩川鉄也

はじめに

この問題に取り組むきっかけ

(1) 陸自化学学校とは

秘密保護法案の地方公聴会(12月4日、さいたま市)で、前陸自化学学校長が発言。

「化学学校には二つの側面がある」

NBC兵器防護のための自衛隊専門家育成機関。

化学兵器禁止条約の下の化学兵器禁止法に定める「特定施設」(身体に毒性を与える特定物質の研究のために特定物質を製造できる国の機関)。

(2) 陸自化学学校の毒ガス製造問題

陸自化学学校における毒ガス製造に関する歴史的経緯

(資料1「陸上自衛隊化学学校と毒ガス製造問題の経緯(年表)」参照)

化学学校における毒ガス製造の実態

- ・防衛省は、毒ガス(特定物質)の製造量等の実績を初めて明らかにした。

(資料2「化学学校における特定物質の製造量等の実績」参照)

- ・毒ガスの製造、使用場所及び無害化处理について。

(資料3「陸自大宮駐屯地施設配置図」参照)

化学学校の毒ガス製造にかんするいくつかの論点

- ・化学学校での毒ガス製造開始時期については、いまだ明らかになっていない。
- ・過去の毒ガス製造について、国民・国会に虚偽の説明を行ってきた疑い。
- ・地元自治体、住民への情報開示がされていない。災害時対応の不備など。
- ・そもそも自衛隊が毒ガス製造、研究を行うことに問題があるのではないか。

(3) 化学兵器禁止条約と陸自化学学校

化学兵器禁止条約と日本の責務(国内法としての化学兵器禁止法)

- ・化学兵器として使用される可能性が高い化学物質を扱う施設への OPCW 査察準備への関与。
- ・中国に遺棄された化学兵器廃棄の業務。
（資料4「遺棄化学兵器発掘・回収事業状況」参照）
- ・国内で発見される老朽化学兵器廃棄の業務。
- ・日本の化学産業の特定化学物質を扱う施設への査察実施のための準備作業。

条約上の「特定施設」の位置づけ

化学兵器禁止条約では「工業、農業、研究、医療または製薬の目的その他の平和的目的」「毒性化学物質及び化学兵器に対する防護に直接関係する防護目的」等であれば、一定の申告、検証の義務を果たすことで、毒ガスの製造を容認している。

この「防護目的」のための施設として、化学兵器禁止法 34 条（「特定施設」）において陸自化学学校が指定されている。

（４）陸自化学学校の毒ガス製造をどう考えるか

自衛隊による毒ガス製造の問題点

- ・日本軍による侵略戦争と毒ガス使用 過ちへの反省こそ戦後政治の原点
- ・日米共同作戦体制づくりの下での自衛隊の NBC 兵器対処の専門家育成

陸自化学学校が毒ガス製造、研究を行う機関である必然性はない。

化学兵器禁止条約（禁止法）上の「特定施設」は、自衛隊以外の機関であることを排除していない。

「化学テロの対処」は、消防、警察の任務。実際、科学警察研究所で毒ガスの製造、研究を実施している。

中国遺棄化学兵器や国内老朽化学兵器の処理は、民間企業に委託。自衛隊の出番はない。

終わりに

秘密保護法と陸自化学学校

市民生活に大きな影響のある問題なのに、隠ぺいが行われる危惧。

(資料1) 陸上自衛隊化学学校と毒ガス製造問題の経緯(年表)

① (1957年)

陸上自衛隊化学学校創設。

② (1964年)

山里洋介元化学学校長の証言(2013年「週間金曜日」取材)

「サリンの合成に成功したのは昭和39年(1964年)です」「当時は現物がないので(同定は)できなかった。マウス実験などで(成功したと)判断したと聞いている」

③ (1967年11月『防衛衛生』第14巻第11号)

「化学剤および放射能剤による汚染水の浄化に関する研究」。

「実験に供した化学剤は表1に示すとおり」とあり、その表1には「有機リン剤」として「パラチオン」「TEPP」「GB」、 「びらん剤」として「マスタード」、 「血液剤」として「青酸」が掲示されている。

④ (1969年8月22日檜崎衆院議員質問主意書への答弁書)

Q「自衛隊は、いかなるCB兵器をもち、いかなるときにそれを使用するか」

A「自衛隊では、びらん性ガス、神経性ガス等の毒ガス、細菌兵器等いわゆる生物・化学兵器は、保有していない」

Q「(三次防技術研究開発計画によれば)自衛隊はCB兵器の研究開発を計画しているのではないか」

A「第三次防衛力整備計画には、生物・化学兵器の研究開発はない。防護器材の研究開発は行っているが、ご指摘のGガス(注:サリンのこと)は使用していない」

⑤ (1970年2月26日衆院予算委檜崎質問)

中曽根防衛庁長官「いわゆる正式のGガスというものはない。防護用の研究のために、その素材として試験管等でそれに近いものを合成して、研究用に使っているということはある。しかしいわゆる使用とか保管というものはない」「精製、固定、つまり定性分析等の確認は行っていないのでG剤として特定することはできない」

浜田防衛庁衛生局長「『防衛衛生』に発表したご指摘のGBと発表されておるものは・・・それがずばりサリンを使ったものではございません」「実は私たちの持っております実験装置では十分な精度を得ることができませんので、残念ながらサリンそのものをつくり出すことは現在の段階ではできないのでありまして、ただ合成の段階で数グラム程度、要するに農薬よりは水溶性の高いサリンに似たようなものということでGBに近いものを作成して実験をいたしたものであります」(1970年2月26日衆院予算委)

⑥ (1984年2月6日 日本共産党国会議員団化学学校調査メモ)

「Cのホスゲン、イペリットは民間から調達する。薬品は防衛庁の仕様ではなく市販のものを買ってきて化学学校で化合しているいろいろなものをつくる」「毒ガスは実験も含め一切していない。市販されている化学薬品を購入し化学構造の似たものでやる」「Cは米軍からもらっていない。買うということもない」「有毒物質をつくるというのは、有毒、毒物、劇物取締法の適用除外をされていないので、独自につくるということはない」

⑦ (1990年10月3日 日本共産党国会議員団化学学校調査メモ)

「(毒ガスの防護研究はしているのか、その物質はどうするのか) (毒) ガスではなく、類似の物質を使用する。毒性のあるものを含めて類似の性質のもので行っている。ホスゲンを使用してはやらない」

⑧ (1995年5月1日化学兵器禁止法施行令制定)

化学兵器禁止条約に基づく国内法である化学兵器禁止法において、陸上自衛隊化学学校は「国の施設であって、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究のために特定物質の製造をする施設」である「特定施設」に指定されている。

「特定物質」とは、化学兵器禁止条約の規定に即して、政令において、サリン・ソマン・タブン・VXガス・マスタードガス類・ルイサイト類(ヒ素系)・窒素マスタード類・サキシトキシシン・リシンが定められている。

「政令で定める数量の範囲内」とは「年間10kg」となっている。

⑨ (1995年5月)

化学兵器禁止法施行にあわせ、化学学校幹部が大宮市・埼玉県に「特定施設」に関する説明を実施したという。大宮市・埼玉県側にはその記録がない。

⑩ (1998年版防衛白書 1998年6月)

「我が国は、陸上自衛隊化学学校において条約で認められている防護研究用に、条約で規定される化学物質を少量合成していることから、条約発効に伴い、OPCWに冒頭申告などを行うとともに、昨年7月には同学校に対する冒頭査察を受け入れている」

⑪ (2000年12月1日 阿部幸代参院議員らの質問主意書への答弁書)

Q「埼玉県大宮市にある陸上自衛隊化学学校は、これまで、核・生物・化学兵器対処研究とのかかわりで、どのようなことを行ってきたのか。また、同学校では、今後どのようなことを行うようになるのか明らかにされたい」

A「陸上自衛隊化学学校においては、これまで、NBC兵器が使用された場合の偵察、防護

及び除染を行うため、化学防護、科学技術等に関する研究を行ってきた。今後、同学校においては、平成 12 年度末に新たに編成する予定の陸上自衛隊研究本部と連携しつつ、引き続き、かかる研究を行っていく予定である」

⑫ (2001 年 3 月 5 日 飯島邦男県議質問)

飯島県議「昨年 12 月、安倍幸代参院議員の質問主意書に対し、防衛庁は陸上自衛隊朝霞駐屯地内に研究本部を新設・・・NBC 兵器に対処する研究を行うことを明らかにしました。・・・また大宮の化学学校では、研究本部と連携し、NBC 兵器に対する偵察、防護、除染のための研究を引き続き行うとし、・・・。今回の陸上自衛隊研究本部の設置に関するすべての情報を周辺住民はもとより県民に明らかにするよう国に強く求めるべきです」

土屋知事「朝霞駐屯地司令に電話したところ『研究本部では机上の研究のみを行い、NBC の物品が搬入されることは決してない』とのお答えをいただいた」「(必要な情報提供について) 埼玉県基地対策協議会においても、今後国に働きかけていくことを検討したい」

⑬ (2001 年 7 月「平成 14 年度基地対策に関する要望書」埼玉県基地対策協議会)

「自衛隊朝霞駐屯地内の研究本部及び大宮駐屯地内の化学学校では、住民に不安を与える NBC (核・生物・化学) 兵器の開発、搬入等を行わない方針を堅守されたい」

⑭ (『軍事研究』2006 年 12 月号)

「取材：陸上自衛隊化学部隊と化学学校」小林直樹

「(化学学校の) 研究部は総括科、教育訓練研究科、装備研究科からなる。教育訓練科は、化学科部隊の将来の編成・装備、部隊運用や教育訓練などのあり方を研究する。一方、装備研究科は防護研究において実験や試験をおこなうために使用する化学剤の実剤を合成することも行っている。」

「化学学校での実剤の合成は、化学兵器禁止法で認められている。このため安全管理に関しては、化学学校の装備研究科は最高レベルにあるとあってよいだろう。」

ちなみに、合成された実剤は防護研究に使用するが、不必要になった段階で安全かつ迅速に処分される」

⑮ (2012 年版防衛白書)

「陸自化学学校では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計 8 回の査察を受けている。」

⑯ (2013 年 7 月 3 日 防衛省レクとその後のヒアリング)

化学学校では「サリン・ソマン・タブン・VX ガス・マスタードガス類・ルイサイト類 (ヒ素系)・窒素マスタード類」の 7 種を“製造”していることを認めた。

⑰ (2013年8月13日 塩川質問主意書への答弁書)

質問主意書では、駐屯地外に被害が及ぶおそれのある事故の際、同学校の内部規則では自治体などに通報するよう定めていながら、「何ら情報の共有がされていない」と指摘。答弁書は同規則が施行された1996年4月以降、地元自治体、消防・警察、自治会に対して「緊急時の措置について説明は行っていない」と認めた。「さいたま市等から緊急時に採る措置に関する情報提供等の要請があれば、誠実に対応してまいりたい」と回答。

質問主意書では、1960年代から毒ガスを製造していたとする証言や文献資料などをあげ、毒ガスの製造開始時期を明らかにするよう求めていたが、答弁書では正面から答えなかった。ただし、2002～12年の製造・使用・廃棄・最大保有量などの実績値を初めて公表。過去11年間に製造された特定物質は全11種類にのぼっている。

(資料2) 化学学校における特定物質の製造量等の実績

① 化学兵器禁止法施行(1995年5月)以降、化学学校で製造した特定物質の種類別に、その製造開始時期、毎年の製造量、毎年の最大保有数量、使用数量及び廃棄量と廃棄方法の一覧

(単位:g)

年	種類	製造量	最大保有数量	使用数量	廃棄量
24	タブン	0.0	15.0	15.0	0.0
	サリン	103.5	105.5	64.0	45.5
	ソマン	19.0	19.0	25.0	9.0
	VXガス	81.6	83.6	69.0	18.6
	マスタードガス	75.0	77.0	74.0	7.0
	窒素マスタード	12.0	12.0	10.0	2.0
	ルイサイト	53.6	53.6	54.0	5.6
	シクロサリン	0.0	15.0	15.0	0.0

年	種類	製造量	最大保有数量	使用数量	廃棄量
23	サリン	92.5	94.5	66.0	24.5
	タブン	30.7	30.7	14.0	2.7
	ソマン	42.8	42.8	15.0	14.8
	VXガス	92.5	94.5	76.0	14.5
	マスタードガス	101.4	103.4	87.0	12.4
	シクロサリン	55.7	55.7	23.0	19.7
	ルイサイト	95.3	95.3	57.0	25.3

年	種類	製造量	最大保有数量	使用数量	廃棄量
22	サリン	69.5	71.5	54.0	11.5
	タブン	11.9	11.9	9.0	1.9
	ソマン	18.4	18.4	9.0	7.4
	VXガス	58.7	60.7	49.0	2.7
	マスタードガス	70.5	72.5	71.0	1.5
	シクロサリン	26.6	26.6	12.0	12.6
	ルイサイト	52.2	52.2	62.0	3.2

年	種類	製造量	最大保有数量	使用数量	廃棄量
21	サリン	95.7	97.7	80.0	33.7
	タブン	32.9	32.9	25.0	7.9
	ソマン	31.3	31.3	26.0	6.3
	VXガス	70.6	57.6	68.7	6.9
	マスタードガス	115.1	117.1	89.0	24.1
	シクロサリン	83.5	83.5	30.0	53.5
	ルイサイト	69.5	69.5	58.0	10.5

年	種類	製造量	最大保有数量	使用数量	廃棄量
20	サリン	97.1	99.1	105.0	13.1
	タブン	0.0	46.0	46.0	0.0
	ソマン	19.2	45.0	52.0	11.2
	VXガス	53.7	55.7	87.0	3.7
	マスタードガス	73.5	75.5	91.0	18.5
	ルイサイト	44.5	48.0	64.0	14.5

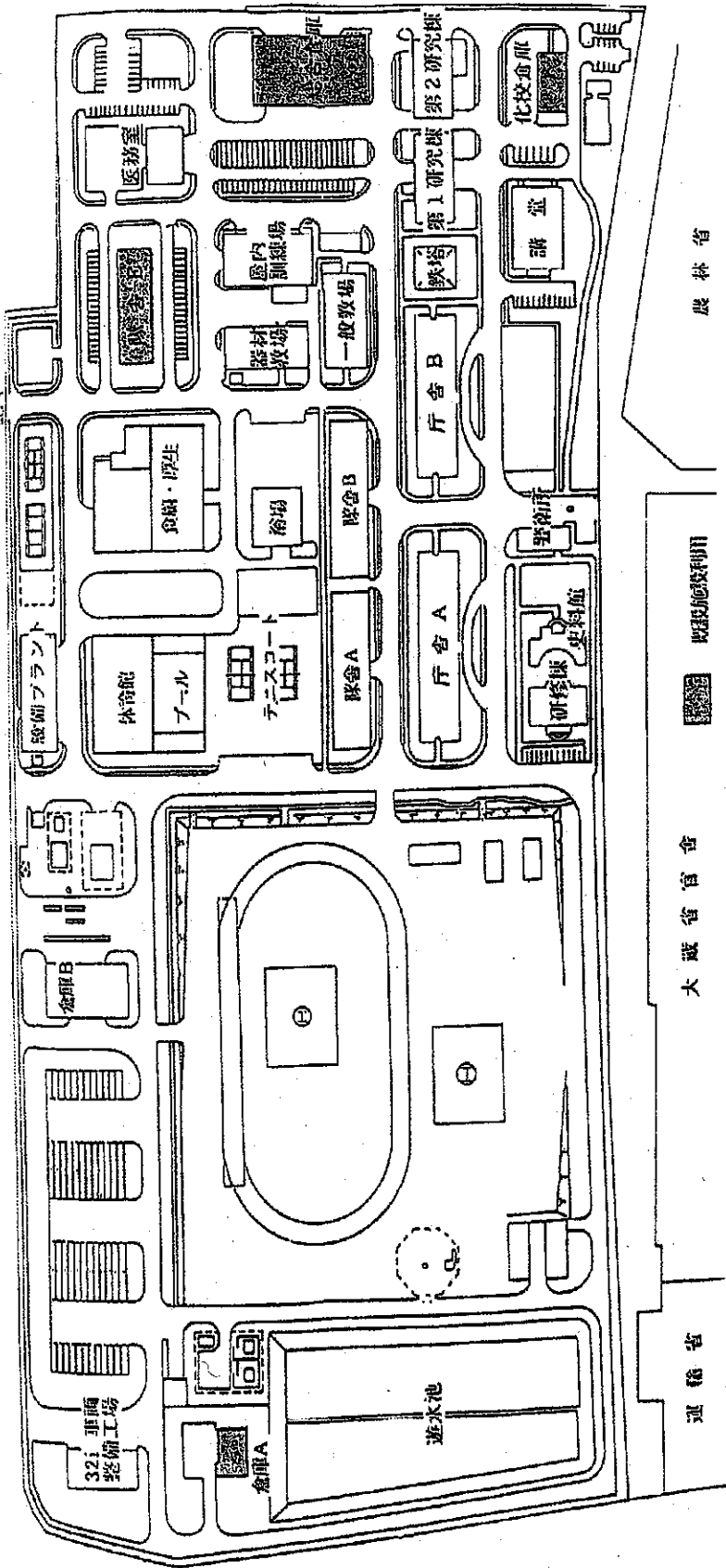
※1 製造開始時期については、行政文書が残っておらず不明。

※2 廃棄方法は、加水分解、酸化及びその他の方法により、特定物質の毒性を除去し、他の物質に変化させることにより廃棄を行っている。

※3 サリンとシクロサリンは、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の別表一の項の第三欄の(一)と同種類である。

(防衛省提出資料)

別紙



農林省

既設施設利用

大蔵省官舎

鹿角省

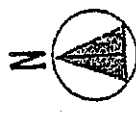
主な工作物一覧

工作物名称	概 要
儀仗広場	25m×60m
駐車場	大型車: 578台 小型車: 221台
通橋鉄塔	高さ 100m

主な建物一覧

建物名称	構造・規模
庁舎 A (第2普通科授業)	RC-4 6,409㎡
庁舎 B (化学学校)	RC-4 B-1 8,040㎡
一般教場	RC-4 3,360㎡
屋内訓練場	SRC-2 2,124㎡
食膳・厚生施設	RC-2 4,052㎡
隊舎 A, B	SRC-8 20,928㎡

大宮地区計画配置図



「防衛施設と技術」

(1992.10A)

(資料3)「陸自大宮駐屯地施設配置図」

(資料3) 陸上自衛隊大宮駐屯地



凡 例	
	訓練施設
	化学学校

(防衛省提供資料 2013年8月)

<資料 4>

これまでの遺棄化学兵器発掘・回収事業状況(ハルバ嶺を除く中国各地域の発掘・回収事業等)



現在までに計39回の発掘・回収作業を実施し、約5万発の遺棄化学兵器を中国国内にて発掘・回収した。

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室の Web サイト
<http://wwwa.cao.go.jp/acw/jigyobetsu/jigyobetsu.html>
より
「内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室」→
「各事業別」→
「これまでの遺棄化学兵器発掘・回収事業状況」)